

令和3年3月22日 記者発表資料

都道府県初!株式会社エナーバンクと再生可能エネル ギー電力の利用促進に関する連携協定を締結しました

~本日から「かながわ再エネオークション」を開始~

県では、再生可能エネルギー電力(以下「再エネ電力」という。)の利用促進を目的に、株式会社 エナーバンクと連携協定を締結しました(別紙参照)。

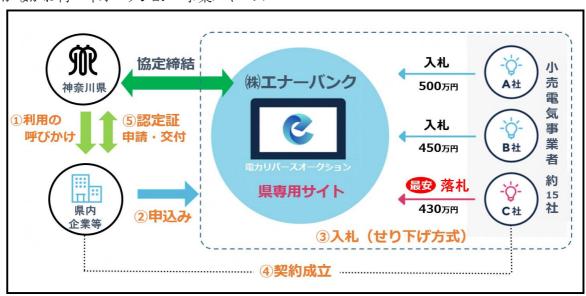
この協定に基づく取組として、リバースオークション(せり下げ方式の入札)により、再エネ電力を 簡単に、安く調達できる仕組みである「かながわ再エネオークション」を本日から開始し、県内企 業等に利用を呼びかけます。

「かながわ再エネオークション」の概要

- ① 県は、再エネ電力のリバースオークションの専用サイトを立ち上げ、県内企業等に利用を呼びかけます。
- ② 県内企業等は、専用サイトから再エネ電力の入札の申込みを行います。
- ③ 株式会社エナーバンクは、せり下げ方式による入札を行います(申込み及び入札に係る費用は、無料です。)。
- ④ 県内企業等は、入札結果を確認し、小売電気事業者と契約を結びます。
- ⑤ 県は、再エネ電力に切り替え、申請があった県内企業等に「かながわ再エネ電力利用事業者認定証」を交付します。

【申込み方法】 専用サイト(https://kanagawa-pref.eneoku.com/)からお申し込みください。

かながわ再エネオークション 事業スキーム





かながわ再工ネ電力利用事業者認定証







再工ネ率30%以上

再工ネ率70%以上

再エネ率100%

※切り替えた電力プランの再エネ率により、認定証の色が異なります。

(参考) 株式会社エナーバンクについて

株式会社エナーバンクは、インターネット上の電力リバースオークションサービス「エネオク」の運営により、企業等における再エネ電力の利用を促進しています。「エネオク」は、環境省が行う再エネ電力の入札でも利用されています。

(添付資料)

別紙 神奈川県と株式会社エナーバンクとの再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定書

参考 協定締結の写真

《SDGs の推進について》

県では、脱炭素社会の実現を、SDGs の達成にもつながる取組として推進しています。









問合せ先

神奈川県環境農政局環境部環境計画課

課長 塚本 電話 045-210-4050 環境計画グループ 古性 電話 045-210-4065 神奈川県と株式会社エナーバンクとの再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定書

神奈川県(以下「甲」という。)及び株式会社エナーバンク(以下「乙」という。)は、神奈川県が進める再生可能エネルギー電力(以下「再エネ電力」という。)の利用促進に関し、その推進のための連携及び協力を行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙が実施する電力のリバースオークション(共同調達を含む。)を活用し、再 エネ電力の販売価格を抑えることで、神奈川県内における再エネ電力の利用促進に資することを 目的とする。

(連携・協力事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
 - (1) 神奈川県内の事業者及び市町村に向けた再工ネ電力調達におけるリバースオークションの普及に関すること
 - (2) 県有施設の再エネ電力調達におけるリバースオークションの利用検討及び実施に関すること
 - (3) 再エネ電力に関する情報の収集及び共有に関すること
 - (4) その他甲及び乙が必要と認める事項
- 2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項を本協定の目的外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協定期間)

- 第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。
- 2 前項の協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

- 第5条 この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の一方の申出に基づき、甲乙相互の協議によって行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。
- (1) 相手方が反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は

個人などを含むがこれに限らない)と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

- (2) 相手方が脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。
- (3) 相手方により信用を失墜させられ、又は相手方による業務を妨害する行為があったとき。
- 3 前項の規定により、この協定を解除したものは、この協定が解除されることにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(疑義等の処理)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙相互の協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月22日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

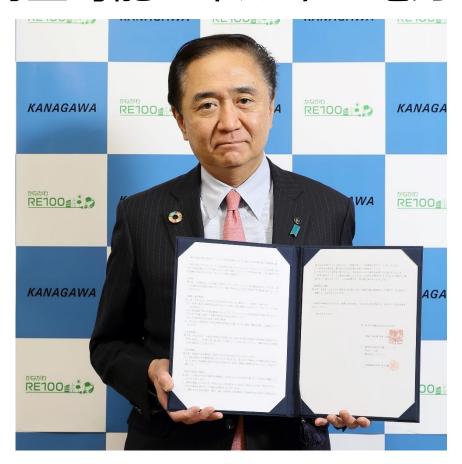
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都中央区日本橋2-1-17丹生ビル2階株式会社エナーバンク

代表取締役社長 村中 健一



再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定締結



神奈川県 黒岩知事



㈱エナーバンク 佐藤COO 村中代表取締役社長